

法人税中間納付制度の改正

平成23年度税制改正により、法人税の中間納付制度について、仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の12分の6を超える場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととなりました。

1. 改正の背景

法人が中間申告により納付した税額が確定申告による年税額を超える場合には、その超える部分の金額の還付が行われますが、その利子に相当する還付加算金も併せて支払われます。

この還付加算金の率は、原則年7.3%（平成22年の場合は年4.3%）で、一般の金融機関に預けるのと比べてはるかに高金利となっています。この高金利を目的に、仮決算により前事業年度の法人税額を基準とした中間申告額よりも高額な中間納付を行い、還付加算金の支払いを受ける例が散見していたため、この度の改正で制限されることとなりました。

2. 現行制度

(1) 中間申告

普通法人は、その事業年度が6月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に中間申告書を提出し、中間税額を納付しなければなりません。

中間申告には次の2つの方法があり、いずれかを選択する事ができます。

(a) 前年度実績による予定申告（法法71）

次の算式により計算した金額を中間分の税額として申告します。

ただし、中間税額が10万円以下である場合は、申告・納税を要しません。

$$\text{中間税額} = \frac{\left[\text{その事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定した前事業年度の確定法人税額} \right]}{\text{前事業年度の月数}} \times 6$$

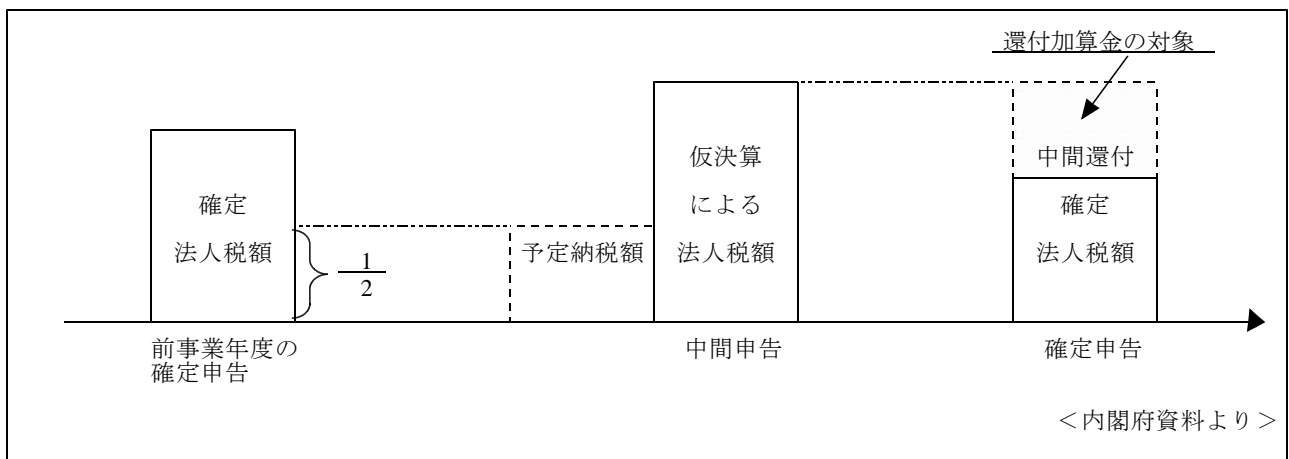
(b) 仮決算による中間申告（法法72）

中間申告をすべき普通法人がその事業年度開始の日以後6月の期間を1事業年度とみなして仮決算を行った場合には、仮決算による中間申告を行うことができます。

(2) 中間納付額の還付（法法79）

中間納付額がその事業年度の確定法人税額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額が還付されます。

中間納付額を還付する際は、中間納付額の納付の日（その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日までの期間に対して、原則年7.3%（平成22年の場合は年4.3%）の割合で計算した還付加算金が加算されます。



3. 改正の内容

法人税の中間納付制度について、仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の12分の6を超える場合には、仮決算による中間申告書の提出ができなくなりました。

しかし「業績悪化等があった場合に中間税額が過大とならないように」という本来の趣旨に合致する場合は、引き続き仮決算による中間申告が認められています。